

介護施設での簡易懸濁法の普及状況と薬局薬剤師の果たすべき役割

三澤 健¹⁾、澤野 巧²⁾、薬師寺 信匡³⁾、萩原 大士⁴⁾、前田 守⁵⁾、
長谷川 佳孝⁵⁾、月岡 良太⁵⁾、富井 直仁⁴⁾、森澤 あずさ⁵⁾、大石 美也⁵⁾

- 1) 株式会社メディオ薬局 メディオ薬局 根古屋店
- 2) 株式会社メディオ薬局 メディオ薬局 小石川町店
- 3) 株式会社メディオ薬局 メディオ薬局 岡部内谷店
- 4) 株式会社メディオ薬局
- 5) 株式会社アインホールディングス

【目的】簡易懸濁法では、嚥下困難者への薬の経管投与で主に使用されてきた粉碎法に伴う多くの問題点を回避できる。そこで、薬の経管投与に対応する機会が多い介護施設(以下、施設)での認知、普及状況を調査し、薬局薬剤師の介入の必要性を考察した。

【方法】2018年9、10月に、当社連携施設の看護師20名と当社薬局薬剤師113名を対象とした経管投薬に関するアンケート調査を実施した。主な項目として、施設看護師には「粉碎薬の問題点」「簡易懸濁法の認知度と導入経験」、薬局薬剤師には「簡易懸濁法の問い合わせ応需状況」とした。

【結果】施設看護師の約半数は少なくとも簡易懸濁法の名前を知っていたが、認知していた看護師全員に導入経験があるわけではなかった。「粉碎薬の問題点」は「複数薬混合後の一部中止」「塊化」「チューブの閉塞」などであった。簡易懸濁法の導入有無の理由には、「処方急変対策に導入する」「粉碎薬が慣れているので導入しない」などの技術的なものもあったが、医師や薬剤師からの情報提供の有無が導入有無に直結している回答もあった。簡易懸濁法の問い合わせ応需経験がある当社薬剤師は40.7%であり、そのうち看護師の相談を受けた経験者は17.4%であった。

【考察】本結果から、施設看護師は嚥下困難者への経管投与に際して、簡易懸濁法で解決できる粉碎法での問題点に苦労している場合がある可能性が示唆された。解決にむけて簡易懸濁法を導入している施設も確認できたが、施設看護師の約半数しか簡易懸濁法を認知しておらず、薬局薬剤師への問い合わせも少ない現状も明らかとなった。導入有無の判断に薬剤師からの情報提供が影響することも示唆されたため、薬局薬剤師が施設看護師に対して簡易懸濁法の知識と技術の普及に努めることで、施設の嚥下困難者の経管投薬における問題回避に貢献できると考えられる。

(日本薬学会第139年会(2019年3月, 幕張)にて発表)